

不動産をお持ちの皆様へ

住所・氏名の変更登記が 義務化されました

令和8年4月1日から



お引越しをして、住所が変わっていませんか？



義務化のポイント



① 住所や氏名
の変更があった
日から**2年以内**に
登記する



義務化前の変更も対象
です。すでに住所等変
更がある方は令和10年
3月31日までに変更登
記をする必要があります。

② 遅れると**5万
円以下の過料**の
対象になる



正当な事由が認められ
る場合は対象外になり
ます。例えば、行政区画
の変更により住所が変
更になった場合や、ご
自身に重病等の事情が
ある場合などです。

③ 便利な**スマー
ト変更登記**も利用
できる



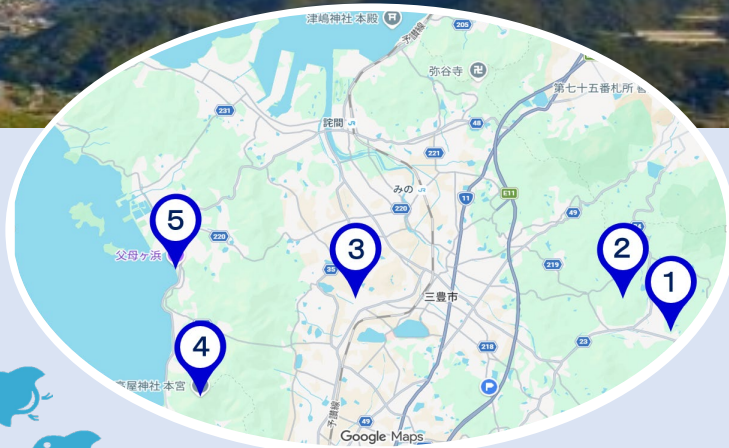
何度も引越しをする方
には、法務局への**検
索用情
報の申出**がおススメです。
一度申し出ておけば、住
所等に変更が生じても法
務局の職権で変更登記
をしてくれます。(但し、
本人の了解があった場
合のみです)



名義変更した後も、定期的に見直してみるといいですね！
住所・氏名に変更があった場合は、お気軽にひろせ司法書
士法人へお問い合わせください。

三豊市出身の
大西がオススメする

三豊市満喫日帰りプラン



①須崎食料品店

まずは気合いで朝うどんからスタート！行列必須なので8時には並びたいところ。

START !

8:45

約5分

10:00

約20分

12:00

約20分

14:00

約25分

17:00

②朝日山森林公園

三豊市の隠れた桜の名所！
2千本の桜を楽しみながら
お花見できます。夜桜も人気。

④高屋神社

ちゃっかり観音寺市の名所ですが、西讃に来るならぜひ行ってほしい場所！階段を登り切ると絶景が見えます！

③三好うどん

お昼もうどん！（笑）
メルヘンな雰囲気の中で食べるぶっかけがオススメ。

⑤父母ヶ浜

日本の夕日百選にも選ばれたことがあり、干潮時の夕暮れ時には「天空の鏡」が見れるかも。

西讃はまだ魅力がたくさん！
ご興味ある方はぜひ一度足を運んでみてください。（大西萌子）

不動産登記 相続 遺言 家族信託 会社設立



ひろせ司法書士法人

〒760-0080
香川県高松市木太町1288番地2
☎087-813-9913 ☎087-813-9923
✉info@officehirore.com
HP officehirore.com

